



浦添市国民健康保険税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 13 日

浦添市長

松本哲次

浦添市規則第 45 号

浦添市国民健康保険税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則
浦添市国民健康保険税に関する文書の様式を定める規則（昭和47年規則第53号）の
一部を次のように改正する。

第2条の表中「国民健康保険税簡易申告書」を「国民健康保険税に関する所得申告
書」に、「第3号」及び「第4号」を「国が定める様式」に改める。

本則に次の1条を加える。

（様式）

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な様式は、地方公共団体情報システムの
標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき国が定める様式とする。
様式第2号を次のように改める。

年 月 日

受付番号

浦添市国民健康保険税減免申請書

浦添市長 殿

浦添市国民健康保険税条例第23条第2項の規定により、次のとおり減免申請をします。

国民健康保険税減免申請に基づく判定に必要な担税能力確認のため、世帯全員について財産調査を行うことに同意します。また、所得内容等に虚偽があった場合又は調査を行った結果、担税力があると認められた場合は、浦添市国民健康保険税条例施行規則第6条の規定による適用取消しとなることに同意します。

署名

納 税 義 務 者	通知書番号		記号番号		宛名番号	
	氏 名		生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
	住 所				年度 (調定/課税)	/
	電話番号			個人番号		

代 理 人	氏 名		電 話 番 号	
	住 所			

適用要件事由	添付書類関係
☐ 災害(住宅等) ☐ 災害(農作物) ☐ 所得減少	☐ 罹災証明書等の写し ☐ 所得を証明するもの
☐ 在所 ☐ 居住用財産譲渡 ☐ 生活保護	☐ 在監証明書 ☐ 譲渡契約書、債務返済の領収書の写し
☐ 旧被扶養者 ☐ その他市長が認めるもの	☐ 生活保護受給証明書 ☐ その他

賦課前年中世帯合計所得額	賦課年中の世帯合計所得額	損害額 所得減少額	損害率 所得減少率	減免率
円	円	円	%	%

判定結果 1 承認 2 不承認	課税額 (所得割のみ) × 減免率 = 減免額
-----------------------	--

課税額 (均等割・平等割含む)			減免額		減免後保険税額
医 療 分	全体	—		=	
	退職				
支 援 分	全体	—		=	
	退職				
介 護 分	全体	—		=	
	退職				
子 ど も 分	全体	—		=	
	退職				
合 計	全体	—		=	
	退職				

課 長	係 長	賦 課	地区担当	受付	決 裁 日
					年 月 日

様式第 3 号及び様式第 4 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年10月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

浦添市国民健康保険税に関する文書の様式を定める規則（昭和47年規則第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）																				
浦添市国民健康保険税に関する文書の様式を定める規則 昭和47年11月15日 規則第53号 注 平成27年12月から改正経過を注記した。 （文書の様式） 第2条 文書の様式は、次に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>文書の名称</th><th>様式</th></tr> <tr> <td>非自発的失業者に係る軽減措置申告書 （条例第22条の申告書）</td><td>第1号</td></tr> <tr> <td>国民健康保険税減免申請書 （条例第23条第2項の申請書）</td><td>第2号</td></tr> <tr> <td>国民健康保険税簡易申告書 （条例第24条の申告書）</td><td>第3号</td></tr> <tr> <td>国民健康保険税納税通知書 （条例第25条の納税通知書）</td><td>第4号</td></tr> </table> 〔新設〕 <u>様式第2号（第2条関係）</u> 〔略〕	文書の名称	様式	非自発的失業者に係る軽減措置申告書 （条例第22条の申告書）	第1号	国民健康保険税減免申請書 （条例第23条第2項の申請書）	第2号	国民健康保険税簡易申告書 （条例第24条の申告書）	第3号	国民健康保険税納税通知書 （条例第25条の納税通知書）	第4号	浦添市国民健康保険税に関する文書の様式を定める規則 昭和47年11月15日 規則第53号 注 平成27年12月から改正経過を注記した。 （文書の様式） 第2条 文書の様式は、次に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>文書の名称</th><th>様式</th></tr> <tr> <td>非自発的失業者に係る軽減措置申告書 （条例第22条の申告書）</td><td>第1号</td></tr> <tr> <td>国民健康保険税減免申請書 （条例第23条第2項の申請書）</td><td>第2号</td></tr> <tr> <td>国民健康保険税に関する所得申告書 （条例第24条の申告書）</td><td><u>国が定める様式</u></td></tr> <tr> <td>国民健康保険税納税通知書 （条例第25条の納税通知書）</td><td><u>国が定める様式</u></td></tr> </table> （様式） 第3条 <u>この規則に定めるもののほか、必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき国が定める様式とする。</u> <u>様式第2号（第2条関係）</u>	文書の名称	様式	非自発的失業者に係る軽減措置申告書 （条例第22条の申告書）	第1号	国民健康保険税減免申請書 （条例第23条第2項の申請書）	第2号	国民健康保険税に関する所得申告書 （条例第24条の申告書）	<u>国が定める様式</u>	国民健康保険税納税通知書 （条例第25条の納税通知書）	<u>国が定める様式</u>
文書の名称	様式																				
非自発的失業者に係る軽減措置申告書 （条例第22条の申告書）	第1号																				
国民健康保険税減免申請書 （条例第23条第2項の申請書）	第2号																				
国民健康保険税簡易申告書 （条例第24条の申告書）	第3号																				
国民健康保険税納税通知書 （条例第25条の納税通知書）	第4号																				
文書の名称	様式																				
非自発的失業者に係る軽減措置申告書 （条例第22条の申告書）	第1号																				
国民健康保険税減免申請書 （条例第23条第2項の申請書）	第2号																				
国民健康保険税に関する所得申告書 （条例第24条の申告書）	<u>国が定める様式</u>																				
国民健康保険税納税通知書 （条例第25条の納税通知書）	<u>国が定める様式</u>																				

<u>様式第 3 号（第 2 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第 4 号（第 2 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕